

臨時補助金の支給に関する覚書

三浦市（以下「市」という。）及び三浦下水道コンセッション株式会社（以下「運営権者」という。）は、急激な物価等の上昇が発生したことに伴い、市及び運営権者の間の令和4年12月28日付三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）に基づき運営権者が収受する利用料金収入を補う目的で、市が運営権者に対して臨時補助金を支給することに関して、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 本覚書において、以下の用語は、以下に定義された意味を有するものとする。また、本覚書において特段の定義なく使用される用語は、文脈上別異に解すべき場合を除き、実施契約において定義された意味を有する。

- (1) 「提案時事業収支計画」とは、優先交渉権者が提案書類の「様式 31 収支計画（詳細）」に記載し、市へ提出した損益計算書、キャッシュフロー計算書及び貸借対照表（臨時補助額の算定に当たり、「様式 31 収支計画（詳細）」に記載のない費用の内訳等の数値が必要となる場合において、運営権者が市に対して別途開示する内訳資料等を含む。）をいう。
- (2) 「物価指標」とは、実施契約第46条第4項第2号乃至第4号に規定する国内企業物価指数（総平均）、国内企業物価指数（電力）及び神奈川県公共工事設計労務単価（電工）を総称して又は個別にいう。
- (3) 「臨時補助額」とは、臨時補助金の金額をいう。
- (4) 「臨時補助金」とは、令和5年3月までに発生する物価等の上昇への対応策として、市が利用料金設定割合を改定する代わりに運営権者に対して利用料金収入を補うために支払う金銭をいう。

（臨時補助金の支給）

第2条 実施契約第46条第4項の規定にかかわらず、令和5年3月末日までの期間中に物価等の上昇が生じ、同項第2号乃至第4号に列挙する事象が発生した場合であっても、同項に基づく臨時的な利用料金設定割合の改定は行わない。その代わりに、市は、運営権者に対し、第3条乃至第5条の規定により臨時補助金の支給を行うものとする。

- 2 令和5年4月1日以降に物価等の変動が生じ、実施契約第46条第4項第2号乃至第4号に列挙する事象が発生し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼした場合、市又は運営権者は、同項に基づき、利用料金設定割合の改定についての協議を相手方に対して請求できるものとする。なお、当該協議により利用料金設定割合が改定された場合であっても、市は、次条の規定により臨時補助金の支給停止について市及び運営権者が別途合意する日まで、臨時補助金の支給を継続するものとする。

(臨時補助金の支給期間)

第3条 本事業開始日以降、市及び運営権者が別途合意する日までの期間中、市は、次条及び第5条の規定に従い、運営権者に対して臨時補助金を支払う。市及び運営権者は、臨時補助金支給の必要性がなくなったと相互に判断する場合(物価等の下落が生じた場合及び物価等の変動状況を織り込んだ使用料等の改定が実施された場合を含むが、これらに限られない。)、臨時補助金の支給停止について合意するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定に従い算出される事業年度の臨時補助額の総額が零又は負の値となった場合、臨時補助金の支給は行わないものとし、当該時点で本覚書は当然に終了するものとする。この場合、市及び運営権者は、当該事態に関連して必要となる実施契約第46条第4項第2号乃至第4号に掲げる物価指標の参照時点の変更その他の措置につき、誠実に協議を行うものとする。

(臨時補助金の支給方法)

第4条 市は、次条の規定に従い各事業年度の臨時補助額を算出し、当該事業年度に属する月ごとに、その12分の1相当額を、当該時点において適用のある消費税相当額(消費税及び地方消費税相当額をいう。)を付して運営権者に支払う。ただし、参照すべき物価指標の確定値が存在しない場合その他市の責めに帰すべき事由によらずに各事業年度開始日までに当該事業年度に係る臨時補助額を算出できない場合、市は、臨時補助額の算定が可能となった時点の直後に到来する臨時補助額の支払日において、当該時点までに経過した月に係る臨時補助額の合計額を、一括して運営権者に支払うものとする(この場合、市は、当該臨時補助額について遅延利息の支払を要しないものとする。)。なお、各月の臨時補助額に1円未満の端数が生じた場合には、当該事業年度の第2回目から第12回目までの臨時補助額を、当該端数を切り捨てた額とし、第1回目の臨時補助額を、当該事業年度の臨時補助額の総額から第2回目から第12回目までの臨時補助額を減じた額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次条第3項に基づき当該事業年度途中で臨時補助額の算式の改定が実施された場合は、当該改定後の算式に基づき当該事業年度の臨時補助額を算出し、その12分の1相当額を、当該算式の改定につき市及び運営権者が合意した日の属する月の翌月以降に支給される臨時補助額として、過年度及び過月に遡及することなく、将来に向かって適用するものとする。なお、各月の臨時補助額に1円未満の端数が生じた場合には、その端数金額は、全て最初の月の臨時補助額に合算されるよう調整する。

(臨時補助額の計算方法)

第5条 各事業年度における臨時補助額の総額は、次項の表に掲げる各費目及び物価指標について、以下の算式により算出される金額の合計額とする。

$(\text{令和5年3月時点の物価指標} - \text{令和3年7月時点の物価指標}) \div \text{令和3年7月時点の物価指標} \times \text{提案時事業収支計画上の当該事業年度における当該費目の金額}$
--

2 前項の算式に適用する提案時事業収支計画上の費目及び物価指標は、次のとおりとする。

番号	費目	適用する物価指標
1	運転管理委託費（のうち労務費）	神奈川県公共工事設計労務単価（電工）
2	電力費	国内企業物価指数（電力）
3	上記1、2を除く維持管理費	国内企業物価指数（総平均）
4	租税公課及び減価償却費を除く一般管理費	

3 市又は運営権者は、本事業の事業特性及び支出実態等を踏まえ必要と認める場合、相手方に対して、前二項に定める算式の改定に係る協議を申し入れることができる。当該申入れを受けた当事者は、合理的な理由なく当該協議申入れを拒否しないものとする。市及び運営権者は、当該協議において、前二項に定める算式の改定が適当であると認めた場合、合意により、当該算式の改定を実施する。なお、当該改定に当たっては、物価等の変動以外の要因に起因する費用の増減を考慮しないものとする。

（裁判管轄）

第6条 本覚書に関連して発生したすべての紛争は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義についての協議）

第7条 本覚書に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本覚書の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営権者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

2 市及び運営権者は、前項に係る協議の場として、実施契約第92条に規定する三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業協議会を活用することができるものとする。

（以下余白）

以上を証するため、本覚書の原本を2通作成し、市及び運営権者がそれぞれ記名捺印の上、各自1通ずつこれを保有する。

令和4年12月28日

所在地 三浦市城山町1番1号
市 名称 三浦市
代表者 三浦市長 吉田 英男 ⑩

住所又は 神奈川県三浦市初声町下宮田2320番地212
所在地
運営権者 商号又は 三浦下水道コンセッション株式会社
名称
代表者 代表取締役 東山 基 ⑩